

内部監査の実施状況について
(令和6年度分)

青森労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課・室	令和6年12月9日から12月17日にかけて実施 (総務課は令和6年12月19日に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の指摘事項及び指導事項はなかった。 	<p>内部監査の概況を作成・周知し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めることとする。</p>
青森労働基準監督署 ほか5署	令和6年11月21日から12月10日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・定められた事務処理方法に準拠していない物品管理簿の整備・記録の不備については、指導事項とした。 	<p>指導事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成・周知し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めることとする。</p>
青森公共職業安定所 ほか8所（出張所1所含む。）	令和6年11月18日から12月11日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員の謝金の支出額に直接影響する活動実績の報告誤りについては、指摘事項とした。 ・非常勤職員の休暇制度を誤認し、無給休暇とすべきところ誤り欠勤と処理したことについては、指導事項とした。 ・定められた事務処理方法に準拠していない物品管理簿の整備の不備については、指導事項とした。 	<p>指摘事項及び指導事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成・周知し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めることとする。</p>